

相続放棄の申述をされる方へ

岡山家庭裁判所

※ ここでは、相続放棄に関する一般的な注意事項を**概略**で説明します。

これから相続放棄をされる方は、相続放棄の手続きについて誤解のないよう、この注意事項を**よく読んで**慎重に検討してください。

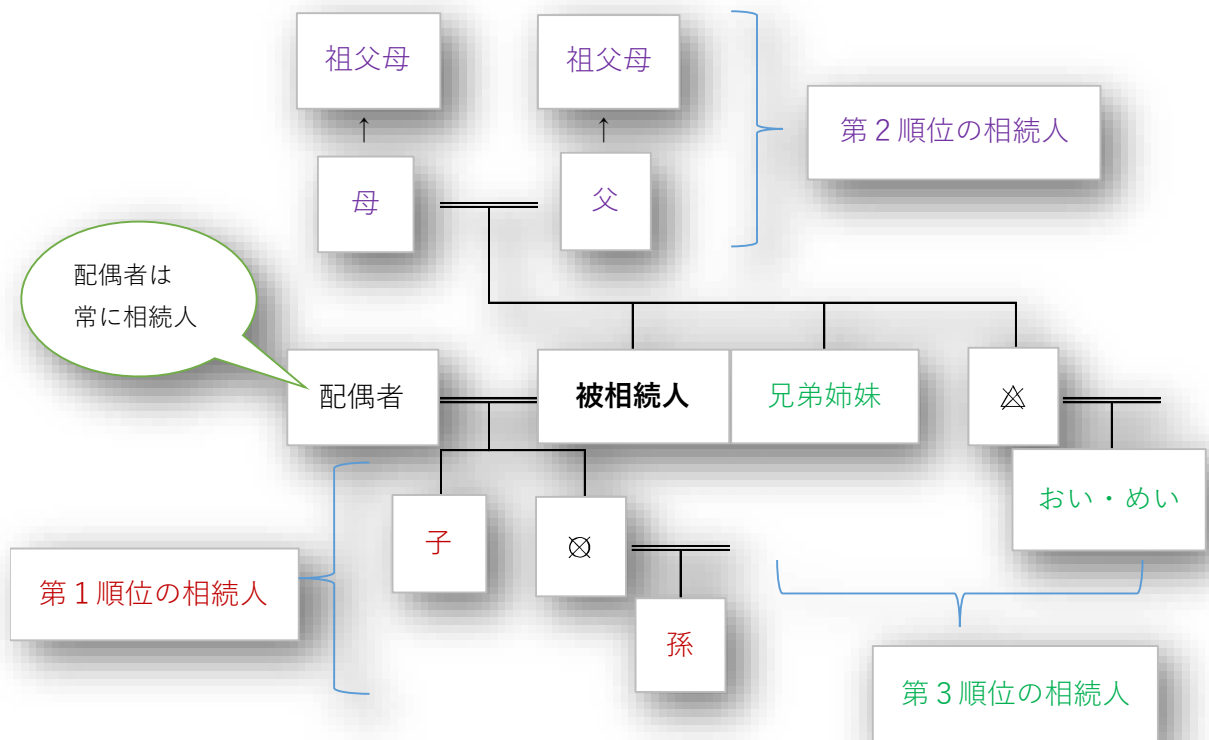
用語の説明

- 1 亡くなられた方を「**被相続人**（ひ・そうぞくにん）」といいます。また、本来の相続人が、被相続人より先に亡くなっている場合、その方に子がいるときは、その子が相続人になります（孫やおい・めいなど）。その子を「**代襲相続人**（だいしゅう・そうぞくにん）」といいます。
- 2 一般的に、
 - a 亡くなられた方の子（またはその代襲相続人）を「**第1順位の相続人**」
 - b 亡くなられた方の直系尊属（父母や祖父母）を「**第2順位の相続人**」
 - c 亡くなられた方の兄弟姉妹（またはその代襲相続人）を「**第3順位の相続人**」といいます。

※ 相続の順位は、第1順位の相続人（子またはその代襲相続人）→第2順位の相続人（父母や祖父母）→第3順位の相続人（兄弟姉妹またはおい・めい）となります。

したがって、**異なる順位の相続人が同時に相続放棄の申述をすることはできません**。先順位の相続人がいる場合には、先順位の相続人全員の相続放棄の申述が受理されてから次順位の相続人が相続放棄の申述をすることになります。

配偶者（亡くなられた方の夫または妻）は、a～cの相続人がいるかいないかに関係なく、**常に相続人になります**。



※ 以下に、相続放棄の申述をするにあたっての、個別的な注意事項を概略で説明します。

被相続人の最後の住民票上の住所はどこですか。

相続放棄の申述書は、亡くなられた方の最後の住民票上の住所地を管轄する家庭裁判所に提出します。

申述人は未成年者ですか。

申述人が未成年者のときには、親権者などの法定代理人が代わって申述をします。法定代理人である親と未成年者の双方が相続人の場合で、未成年者だけが相続放棄をするときは、あらかじめ家庭裁判所で子のための「特別代理人」の選任を受ける必要があります。

特別代理人の選任手続きについて詳しく知りたい方は、家庭裁判所の

手続案内にてお尋ねください。

資産と負債の両方とも放棄するつもりですか。

相続放棄の申述が受理されると、相続開始の日（被相続人の死亡日）にさかのぼって、その相続について初めから相続人にならなかったものとみなされます。つまり、亡くなられた方の資産のすべて（プラスの財産である「資産」とマイナスの財産である「負債」の両方）を放棄したことになります。

相続放棄の理由は何ですか。

例1 被相続人の遺産を分散させたくないの、相続人のうち、一部の者だけが相続する。

亡くなられた方の配偶者（夫または妻）と、その子が相続人の場合で、**遺産を配偶者だけに相続させるために、子の全員が相続放棄をするときには、注意が必要です。**亡くなられた方に直系尊属（父母や祖父母）や兄弟姉妹がいる場合、子の全員が相続放棄をしても、第2順位や第3順位の相続人が順次相続人になります。

したがって、配偶者が単独で相続人になるためには、第1順位から第3順位までの相続人の相続放棄がすべて受理される必要があります。

なお、第1順位の相続人から第3順位の相続人までが、一度にまとめて相続放棄の申述をすることはできません。

例2 被相続人の負債が大きいので、相続しない。

亡くなられた方の配偶者（夫または妻）と、その子が第1順位の相続人の場合で、その子が全員相続放棄をすると、亡くなられた方に直系尊属（父母や祖父母）や兄弟姉妹がいれば、亡くなられた方の親や兄弟

姉妹（代襲相続人を含む。）が第2順位、第3順位として順次相続人となります。したがって、第2順位、第3順位の相続人も相続をしない場合は、先順位の相続人が相続放棄をしたことにより自分が相続人となったことを知った日から3か月以内に、相続放棄の申述をする必要があります。このとき、配偶者が相続放棄をしたかどうかは関係ありません。

相続放棄の申述書を提出する日は、被相続人の死亡を知った日（先順位者の相続放棄受理）から3か月以内ですか。

原則として、被相続人が死亡し、自分が相続人となったことを知った日から3か月間が、相続放棄の申述書を提出できる期間です。

この期間内に、相続財産の調査が終わらないなどの理由で、相続放棄の申述をするかどうか、まだ判断できないときは、裁判所に「相続放棄または承認の期間伸張の審判申立て」ができます。

遺産は何もないと思っていたのに、死亡の事実を知った日から3か月経過したのち、突然債権者から、亡くなられた方の債務支払いの請求を受けることがあります。このような場合で相続放棄を考えている方は、催告を受けた日からできるだけ早い時期に、家庭裁判所の手続案内にてお尋ねください。

その他

1 手続案内について

受付時間内に直接裁判所にお越しくください（無料。予約は必要ありません。なお、内容は手続きの利用に関することに限ります。）

受付時間：月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始を除く。）

午前9時～11時30分、午後1時～4時

2 最高裁判所ホームページについて

最高裁判所のホームページより、各種申立書等を入手することができます。

最高裁判所ホームページアドレス <https://www.courts.go.jp/>

(裁判手続案内→申立て等で使う書式)